

四半期会計基準専門委員会での検討状況（第20回）

1. 本日の検討事項

- (1) 四半期会計基準案
- (2) 四半期会計基準適用指針案
(主に税金費用の計算)

2. 8月23日専門委員会での主なコメント

- 監査人サイド -

継続企業の前提に関する開示

- ・ 会計士協会での検討では、投資情報として必要という考えが大勢であり、二重責任の原則を前提にすべきである。
- ・ 注記項目は、事業年度と同じ項目（4項目：継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する旨及び内容、継続企業の前提に関する重要な疑義の存在、解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画、当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか）とし、特に は書ける範囲で記載するというスタンスが考えられる。
- ・ 継続企業の検討対象期間は、当該事業年度末までを考えている。
- ・ レビュー基準への要望としては、監査人の責任及び手続との関係で、前年事業年度に記載がある場合には変化がないかどうか、前事業年度に記載のないものについては経営者への質問により確認することを考えている。
- ・ 「継続企業の前提に重要な疑義がある場合」の実務上の対応は、財務諸表等規則などに基づき実施している。会計基準案第61項については表現の工夫をしてもらいたい。

- 作成者サイド -

米国における四半期注記項目の開示状況

- ・ 米国の四半期開示は長い歴史のなかで定着してきたものであること、またハード・クローズを行い、注記情報の作成には10日程度の期間が確保できることなど事情は異なっており、一概に比較できるものではない。日本では、5日程度しか確保できないのではないかと。
- ・ 細かい注記情報ではなく、投資家が関心のある売上情報や利益情報、MD&A等に力を注いだ方がよいのではないかと。

注記事項

(全般)

- ・ 最低限の開示すべき項目をルール化し、それ以上の情報についても積極的に開示することを推奨する枠組みとなっているが、レビュー手続との関係もあり、慎重に議論を進めていく必要がある。

- ・「著しい変動」について、起点を明記してほしい。

(継続企業の前提に関する開示)

- ・事業年度と同様に 4 つの追記情報(継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する旨及び内容、継続企業の前提に関する重要な疑義の存在、解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画、当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか)を記載しなければならない場合、レビューにおいては 45 日以内の開示であるため、特に当該事象又は状況に対する経営計画等の注記に対する対応が困難になる場合があり、簡便的な方法等を検討する必要があると考える。
- ・継続企業の前提に関しては、前事業年度末と比較して「著しい変動」があった場合にしか、対応できないのではないか。
- ・二重責任の原則に基づくとしているが、作成者と監査人で考えが異なった場合、監査人は確認だけでよいのか。

(株主資本の著しい変動)

- ・事業年度に準じた開示を妨げないという記載は削除すべきである。

(企業結合)

- ・被取得企業等の「取得原価と内訳」について表現を工夫してもらいたい。

税金費用の計算

- ・簡便法と回収可能性の関係が分かりにくいいため、表現を工夫してもらいたい。(第 50 項の結論の背景、適用指針案第 24 から第 28 項)
- ・適用指針第 30 項(四半期連結手続上で消去した未実現利益額が四半期連結会計期間における見積課税所得額を上回っている場合の取扱い)について、他の項目と比較し詳細すぎる事柄のため、削除すべきではないか。

- 利用者サイド -

米国における四半期注記項目の開示状況の紹介

- ・最低限の注記をルール化することについて、アナリストの立場としては、正確に会社分析を分析することにより、会社の調達コストも下がれば良いと考えている。必要以上に項目を削ることは好ましくない。

四半期財務諸表ひながたの検討

- ・財務諸表の科目の記載について注記情報の記載でも構わないので、中間財務諸表レベルの開示が必要である。

3. 引き続き検討を要する主な事項

- ・四半期財務諸表の目的(結論の背景)
- ・法人税等の取扱い
- ・注記項目
- ・開示例

以 上